アンドロニコス一世とビザンツ貴族

アンドロニコス一世の時代

諸国を巡り、冒険・恋愛・投獄・脱走のうちに過した日々を、彼は少ない。 彼は、コムネノス王朝の開祖アレクシオス一世 Aleに時の皇帝マヌエル一世 Manuel I (在位一一四三一八〇) に危に時の皇帝マヌエル一世 Manuel I (在位一一四三一八〇) に危に時の皇帝マヌエル一世 Manuel I (在位一一四三一八〇) に危に時の皇帝マヌエル一世 Manuel I (在位一一四三十八〇) に危に時の皇帝マヌエル一世 Manuel I (在位一一四三十八〇) に危い視され、陰謀容疑と醜聞に追われ、国外逃亡を余儀なくされた。

人々は、三年後の初秋には彼に呪いの言葉を浴びせ、広場に引き彼も末路は悲惨であった。八二年春に彼を熱狂的に歓迎した都のがら兼ね備えた人物と映っていた。多くのビザンツ皇帝と同様、目には、アンドロニコス帝は、人間性と野獣性、善と悪の二つなり、政策の実施と残忍なテルールで知られている。当時の人々のしい政策の実施と残忍なテルールで知られている。当時の人々の

井

上

浩

単に彼個人の性癖の問題ではない。マヌエル一世の治世は帝国最彼の波乱に満ちた生涯と皇帝としての矛盾した政策や言動は、ずり出して虐殺した。

挙に表面化した時代であり、アンドロニコス自身の矛盾した言動 ちた半生は、爛熟期のビザンツ宮廷とその華やかな外交政策を背 骸の繁栄期であり、アンドロニコスのロマンとスキャンダルに満 後の繁栄期であり、アンドロニコスのロマンとスキャンダルに満

摂政として一年余り、皇帝として二年、計三年余の彼の治世は新ルの町に入り、長く夢に見ていた帝国の支配者の地位についた。ニコスは齢六○を過ぎて、反乱軍を率いてコンスタンティノープ自身のちにダビデの生涯にたとえている。一一八二年、アンドロ

はまさに当時のビザンツ社会そのものの反映であったといえる。はまさに当時のビザンツ社会そのものの反映であったといえる。はまさに当時のビザンツ社会そのものの反映であったといえる。はまさに当時のビザンツ社会そのものの反映であったといえる。はまさに当時のビザンツ社会そのものの反映であったといえる。

大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。 大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。 大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。 大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。 大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。 大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。

ていく必要に迫られていた。このような状況の中で、彼が行なっえ彼には、貴族勢力の統御の他に、ラテン人なしで帝国を経略しの力を借りて、ラテン人を追放するという挙にでていた。それゆの

た「改革」は次のような内容をもっていた。

一、官僚制の整備。官職販売を廃止する。地方役人の給料の増 、宣、 、貴族の所有地の売買自由化。皇帝より下賜されたる不動産 で、元老院議員、軍人に非ざる者に移譲すべからずというマを、元老院議員、軍人に非ざる者に移譲すべからずというマを、元老院議員、軍人に非ざる者に移譲すべからずというである。

いという慣習を廃止する。

「の住民が自由に処分してよい、深着船略奪の禁止。嵐を避けて接岸した船、あるいは嵐に

ったヴェネチアとの関係回復をはかる。 ヴェネチア人追放、その財産没収の措置以降、断交状態にあ四、ヴェネチア人の関係回復。一一七一年マヌエル帝による、四、ヴェネチアとの関係回復。一一七一年マヌエル帝による、

アレクシオス二世に代って、みずからが帝位についてからもこの握ったがゆえに、彼は常に他の皇族を危険視し、除こうと努めた。を行なった。そもそも幼帝アレクシオス二世の摂政として権力をアンドロニコスは「改革」と平行して、貴族に対する人身攻撃

な問題が提出されていた。しかも彼は政権奪取の際に、首都民衆

摂政および皇帝としてのアンドロニコスの前には、以上のよう

傾向は続き、有力貴族を次々と除いた。「改革」がゆきづまる程に迫害は激しくなり、忠実な臣下さえも、ささいな事で処刑されたりした。自分の子供たちが帝位につく時には、「小人」だけが残るように、というのがアンドロニコスの意図であったと伝えられている。

本稿の課題である、アンドロニコスと貴族の関係の分析は、こ本稿の課題である、アンドロニコスと貴族の関係の分析は、これまでの研究史の中では、大ざっぱにいって、二つの考え方があった。一つは、「改革」は貴族の勢力を削ごうとしたものであり、それが思うように進まない焦りから、アンドロニコスのであり、それが思うように進まない焦りから、アンドロニコスの利害を損ねるものではなく、むしろ、混乱・アナーキーに陥りの利害を損ねるものではなく、むしろ、混乱・アナーキーに陥りつつあった封建貴族の支配体制を再建せんとしたものであり、アつつあった封建貴族の支配体制を再建せんとしたものであり、アンドロニコス政権は、貴族に対する直接的弾圧にもかかわらず、客観的にはその利害を代弁していたという説が対立している。前客観的にはその利害を代弁していたという説が対立している。前名考え方は、「改革」とテルールとは同じ指向性をもったもの者の考え方は、「改革」とテルールとは同じ指向性をもったもののような後の、アンドロニコスの様に、「改革」とテルールとは同じ指向性をもったもののような後の、アンドロニコスと貴族の関係の分析は、こ本稿の課題である。

の貴族なるものについて若干の考察を加えておこう。を含みつつ、真向から対立している。このような相反する見解の存在は、アンドロニコスの行なった「改革」が、多面的であり、相互に矛盾する点を含んでいることに原因があると思われる。そのもあった。次に我々は、アンドロニコスの「改革」と貴族との関連を具体的に考察しなければならない。その前提として、当時の貴族なるものについて若干の考察を加えておこう。

- アンドロニコスの生涯については、ニケタスが第一次史料。Nicetas Choniates, *Historia*, ed. I. Bekker, Bonn, 1835. 新版は、J.-L. van Dieten によって一九七五年に、Corpus fontium historiae byzantinae の第一一巻として出された。本稿ではボン版のページ数で引用tinae の第一一巻として出された。本稿ではボン版のページ数で引用する。
- Nicetas, 434
- ⑤ Ibid., 462. Eustathius of Thessalonika, La Espugnazione di Tessalonica, ed. S. Kyriakides, Palermo, 1961, pp. 14-16.

4

- 是非、合わせ読まれたい。の叙述には同論文での史料分析、学説史整理を前提とした部分もある、の叙述には同論文での史料分析、学説史整理を前提とした部分もある、民闘争」、『人文研究』三〇―九、一九七八年、第一章参照。なお本稿民闘争」、『人文研究』三〇―九、一九七八年、第一章参照。なお本稿
- アンドロニコスの政権奪取については、前掲拙稿、第二章。
- F. Dölger, Regesten der Kaiserurakunden des oströmischen Reiches, München-Berlin, 1924-65. no. 1565. Nicetas, 422, 429.
 F. Dölger, Regesten, 1553. J. Zepos, Jus Graecoromanum,

7

とし、後者によれば、「改革」とテルールの矛盾の中に、アンド

ニコスの悲劇の源があったということになる。

133 (631)

Athens, 1931, vol. I, p. 429

- F. Dölger, Regesten, 1566, Nicetas, 423–428
- F. Dölger, Regesten, 1556
- © Eustathius, 54

学説史については、前掲拙稿、第三章参照

二 ビザンツ貴族

貴族を抜きにしてはビザンツ政治史は語れない。にもかかわらず、貴族とは何か、彼らは如何なる社会的性格をもっていたのかどいう点では、従来充分に検討されてきたとはいいがたい。各研究者はそれぞれに、貴族なるものを概念化・類型化してはいるが、一般に認められた貴族の概念・類型の確立には、なお程遠いものがある。各々の研究者の提示する貴族像の差異、多様性は、のちに見るように、ビザンツ貴族そのもののあり方に由来するところが大きい。それゆえ、アンドロニコス一世と貴族の関係を論じるのに先立って、筆者もまた筆者なりのビザンツ貴族像を提示することが必要となる。

しての貴族は、西ヨーロッパ封建制の第二期、一二世紀以降によという二つの要件を満たす必要があるという。このような身分と特権が法によって承認され、かつこの法的身分が世襲されてゆく、マルク・ブロックによれば、貴族と呼ばれるためには、社会的

貴族とはどのような属性をもつ人であったのだろうか。少し時代 かの基準に従って、他の人々とは区別される貴族的存在、ブロッ たのである。しかし、of & rédet 以下の表現が示すように、何ら 族の概念が曖昧であったこと、貴族と非貴族の区別が鮮明でなか なされなかったりしている例も少なくない。これらのことは、 族が、場合によっては「高貴な」と呼ばれ、あるいは貴族とはみ ἐπιφανής (=nobilis), ἀρχοντής, φανερός, δυνατοί など多様であ であり、厳密な意味での貴族であったとブロックは述べている。 軍事力、生活様式によって、他の人々と区別されるところの「事 た。それではどのような人々が貴族と考えられたのであろうか。 クの言葉を借りるならば、la noblesse de fait は確かに存在し ったことを示している。つまり確固たる貴族身分が存在しなかっ 点は、貴族を指し示す言葉が、ol ev rédet, edysvýs, sůπατριδýs, 実上の貴族 la noblesse de fait」が存在したにすぎない。 これ って、定まっていないことである。それに加えて、ある個人、家 に対して一二世紀以降の貴族は「法的貴族 la noblesse de droit」 ビザンッにおいては事情はどうであろうか。まず注目される 貴

一〇世紀の法令は、貴族たることの指標が、何よりも国家の官

を遡って検討を加えよう。

うやく現われる。封建制の第一期においては、その富、支配権

ずしも官位だけで決定されるのではなかった。文人皇帝コンス

タンティノス七世 Constantine VII は、義父であり、

自分に

によってはっきり定められており、長大な官位・官職表のある点® うに、法的に定められた身分であった。しかしこの官位は原則と 官位であったことを示している。一〇世紀の貴族は、以上みたよ という規定もまた、特定の身分特権をもつ貴族の基準が、国家の 位を失なうこと、及び法の定めるところの他の処罰を受けること、 者は、殺人罪を犯しても死刑にされることはなく、その名誉=官 官職保有者、元老院議員、修道院長など教会関係の長、さらにテ ここでデュナトイとはマギストロス以上の官位の保有者、文武の 位に付随した権限でもって、土地兼併を行なっていたからである。 ことを禁じている。これは有力者=デュナトイ ôvvaroť がその地 たとえば、九三四年の法令は、有力者に小農民の土地を兼併する で区切り、そこから上の人々が、貴族的存在と考えられていた。 位であったことを伝えている。宮廷での席次は官位ならびに官職 して一代限りのものであり、世襲されるものではなかった。しか 、の長官・前長官であった。プロートスパタリオス以上の官位の 官僚制の整備された一〇世紀においても、貴族たることは必

> 者にはふさわしくなかった。つまり、貴族たることは単に官位だ もまた、その条件とされていたのであった。 けの問題ではなく、ギリシア的教養、良き家の生まれということ とロマノスを非難している。教養のなさと家柄の低さは、 に付け加えて、「皇帝一族でも、良き生まれの一族の出でもない」 宮廷やローマ人の習慣になじまなかったことを記している。さら 高貴な

位という一応の基準があった。ところが一一世紀には、官僚制が 崩壊し、官位も実質をともなわないものになった。 ィノス九世 Constantine IX(在位一〇四二—五五)を非難して、 れた。ミカエル・プセルロス Michael Psellus はコンスタンテ タリオス以上に与えられていた裁判上の特権は九九六年に廃止さ 教養や家柄という条件もあったが、ともかく一○世紀には、 プロートスパ 官

壁を取り除ぎ、別々だったものを一つにした」と非難されている。 けてやった。彼はこの時まで市民と元老院の間にあった区別、境 ○五九一六七)もまた、「彼ら手工業者の場合には高い地位につ た」という。コンスタンティノス一○世 Constantine X んどすべての人々とすべての貧民を、彼は元老院のメンバーにし (在位

られていた。ところが彼はそれを破ってしまった。アゴラのほと

「国家の爵位には段階がある。その昇進は不変の法によって定め

(633)135

官僚制の解体・官位の有名無実化の結果、単一のメルクマールで

Lecapenus を軽蔑して、「平凡で無学な人物」といい、ロマノスが 代って帝権を行使していたロマノス一世レカペノス Romanus I

られてはいなくとも、「事実上の貴族」は一一世紀にも存在した。もって、貴族を区別することは困難となった。しかし、法で定め

当時の貴族なるものを同時代の史料から描きだしてみよう。

者ケカウメノス Cecaumenus は「富める人」とも呼んでいる。 皇帝に話しかけることを許された人々であった。この人々を、著 て立ちゆく際の心がけについても、彼は述べている。つまり、ケ 営体であった。官位にあっても、家を怠るなと。さらに官位につ し彼によれば、家とは祖先・家柄ではなく、自己の安住の地、経 る。官位だけではなく、自己の家の重要性も説かれている。ただ。 職を尊重すべきことを説き、官位は神の恵みであると表現してい 当時の貴族の存在形態が興味深く窺われる。彼は地方の文武の官 ら権利を行使できる能動的個人、皇帝に対しても一定の自主性を り、第三はまったくの下層民であった。ケカウメノスは、みずか 第二は、自由に話しかけることを許されていない中層の人々であ のグループに分けられている。第一のグループは、裁判権をもち、

® カウメノスは、官位・官職を重視しつつも、それがすべてではな くことなく、所領の経営者、村落や城塞カストロンの所有者とし 『ストラテギコン』はこのような貴族のための行動の指針であり、 一〇七〇年代に書かれた『ストラテギコン』では、人間は三つ かつ金持であるという人を、貴族と考えたといえよう。

ていた。

ケカウメノスとほぼ同時代の人プセルロスは、バシレイオス二

世 Basil II(在位九七六一一〇二五)を非難して、名門の人々を 養もなく、家柄も良くない人々を集めていた、と記している。反 養もなく、家柄も良くない人々を集めていた、と記している。反 であり、その姿は英雄のようであった」と述べている。プセルロスは家柄を重視したが、それだけではなく、その人個人の教養であり、その姿は英雄のようであった」と述べている。プセルロスは家柄を重視したが、それだけではなく、その人個人の教養であった。それゆえ、コンスタンティノス・ドゥーカス Constantine Ducas は、「祖先によって輝かしく、また彼自身の性質と 野明さによって一層輝かしい」人物であった。

として彼は、反逆したアルコンたちに対して、署名入りの金印勅Botaneiates の活躍を쭟えて、アタレイアテースは、彼の将軍としての能力、勇敢な行為の源は、その高貴な血筋にある、と記しての能力、勇敢な行為の源は、その高貴な血筋にある、と記しの戦いにおけるニケフォロス・ボタネイアテース Vicephorusの戦いにおけるニケフォロス・ボタネイアテース Vicephorusの戦いにおけるニケフォロス・ボタネイアテース Vicephorusの戦いにおけるニケフォロス・ボタネイアをは、反逆したアルコンたちに対して、署名入りの金印勅として彼は、反逆したアルコンたちに対して、署名入りの金印勅としての能力を関する。

という人物について、次のような興味深い話を伝えている。アス アンナ・コムネナ Anna Comnena は、アスピエテース Aspictes

引き続き所有することを認めてやったという記事が、史家ブリュ エンニオスの叙述の中にみえる。ここではアルコンとは、 土地所有によって特徴づけられる存在であった。 各々のアルコンがかつて所持していた官位と所領を、 官位と

シ

領の経営者という側面への言及も現われる。 かった。官位と並んで、富、家柄、個人の才能が強調され、さら に一〇世紀にはふれられなかった属性として、大土地所有者、 所

一世紀には、官位のみで貴族か否かを決定することはできな

確立するため、有名無実化していた官位称号の改革を行なった。@ 家系こそが貴族である、という意識であった。家柄の良さが貴族 称号体系の中に位置づけられた。同時に、このころから、貴族の であった。名門貴族の多くは、コムネノス家と縁を結び、 職務との対応関係にはなく、皇帝との親戚・姻戚関係を示すもの とする新たな高位称号は、 の第一の属性となり、 祖先に対する関心は極めて高くなっている。それは何代も続いた 本稿との関連では、 〇八一年に即位したアレクシオス一世は、 次の点が注目される。セバストスをはじめ 官位・官職はそれに付随するものとなった。 一〇世紀の称号体系とは異なり、官職 新たな支配体制を 新たな

> チオキア公との戦いに敗北することになった。 ピエテースが軍事には未熟であったにもかかわらず、 に気づかなかったのか、不思議に思われるだろう。しかし私は父 次のように説明している。「皇帝がなぜアスピエテースの無能さ ・オスは彼を軍司令官に任命した。その結果、ビザンツ軍はアン アンナはこの点を 皇帝アレク

ことに大いに与かったのである。」コムネノス朝期に入ると、 行なって、コムネノス一門を形成した。高貴な家系=コムネノス 柄が貴族の最重要の指標となり、 門の多くが、大領主であったことにも注目する必要があろう。@ さて本論文が対象とする一二世紀末において、貴族とはどのよ かつ名門貴族は相互に縁組みを

せた。一族の輝かしさとその名の有名さが、彼に指揮権を委ねる を弁護したい。アスピエテースの家柄の高貴さは、皇帝を信用さ

うな存在であったのだろうか。この時代もまた一一世紀末以来の 利を行使できる人」と呼ばれ、生まれと富を誇り、貧しい者と共 時の貴族の姿を描いている。それによると、 傾向を受けついで、家柄の良さが強調されている。テサロ ス・コニアテース Nicetas Choniates の『歴史』は随所で、 として罰せられた人物を、手厳しく非難している。さらにニケタ 結婚しようとはせず、策を用いてまでして、貴族の妻を求めよう 大主教エウスタティオス Eustathius は、自分と同程度の者とは 「みずからの手で権 ニカ

とができよう。 門の人であった。彼らに加えて、皇帝からプロノイアとして、一 伝えるべく、使者を避わしたという記述である。アンドロニコスの ちにその命令を、自己の所領の荘官、地方における官職代理人に な人々」がいた。一層興味深いのは、皇帝アンドロニコスが、宮 として皇帝に仕えたプロノイア保有者を、下層の貴族と考えることして皇帝に仕えたプロノイア保有者を、下層の貴族と考えるこ 定額の国税徴収権、土地とそこに居住する住民を与えられ、軍人 行使する人々がいた。これら貴族は、官職と所領を合わせもつ名 廷に元老院議員・官職保有者を集めて命令を下した時、彼らは直 に裁かれることを恥と考える人々、「官位と生まれによって高貴 一世時代には、生まれ、官位、富ゆえに導ばれ、身分的な特権を

所有者としての側面、それぞれに対するアンドロニコスの政策を 章での分析に基きつつ、貴族の官職保有者としての側面、大土地 ドロニコスはどのような政策をとったのだろうか。次章では、本 このような性格をもった、一二世紀末の貴族層に対して、アン

1 訳『封建社会』2、みすず芸房、一九七六年 Marc Bloch, La société féodale, Paris, 1939, tom II. 新村猛他 検討したい。

- антии XI-XII вв., Москва 1974. 第二章参照。 А.П. Каждан Сочиальный состав господствующего класса Виз-
- J.B. Bury, The Imperial Administrative System in the Ninth

byzantines des IXe et Xe siècles, Paris, 1972 Century, London, 1911; N. Oikonomides, Les listes de préséance

- のいうデュナトイと同じ人々を指すと考えられる。 トイという衰現を用いていないが、九二二年、四七年、 Jus Graecoromanum, I. pp. 205 ff. 九三四年の法令自体はデュナ 九六年の法令
- Ibid., p. 262 ff. この法令で廃止された。
- G. Moravcsik, Washington, 1967, p. 72. Constantine Porphyrogenitus, De Administrando Imperio, ed.,
- 6 Michael Psellus, Chronographie, 2vols., éd. E. Renauld, Paris, 1926, 1928, I. p. 132
- 8 Ibid., II. p. 145
- burg, 1896, p. 2-3. Cecaumenus, Strategicon, ed. Wassilievsky-Jernstedt, Peters-
- Ibid., p. 47
- (1) Ibid., p. 36, p. 76
- (12) Psellus, I. pp. 18-19
- 13 G. Ostrngorsky, 'The Aristocracy in Byzantium', Dumbarton Oaks Papers, 25 (1971), p. 30. Ibid., I. p. 108. ビザンツ貴族の中には非ギリンア人が多かった。
- 14 Psellus, II. p. 134.
- Michael Attaleiates, Historia, ed. I. Bekker, Bonn, 1853, p. 56.
- Nicephorus Bryennius, Historiarum libri quattuor, éd. P. Gau-
- tier, Bruxelles, 1975, p. 283
- oströmischen Reiches unter den Komnenen, München, 1965, S. 34-詳しくは、A. Hohlweg, Beiträge zur Verwaltungsgeschichte des
- Anna Comnena, Alexiade, 3 vols, ed. B. Leib, Paris, 1937-45,

(18)

tom III, p. 58

- А. П. Каждан, *ор. cit.*, стр. 197
- 20 Eustathius, 44-46
- (22) (21) Nicetas, 429
- Ibid., 350, 371, 508, 511, 525 ない。 Ibid., 425-426, 427
- G. Ostrogorsky, 'The Aristocracy', p. 12

アンドロニコス一世と貴族

史家ニケタス・コニアテースは、

アンドロニコス帝の貴族に対

する迫害の事例を多数伝えている。 しかし、 教会の壁に、鎌をもち働く姿をした自分の肖像を掲げたりもした。 くニケタスは、農民たちがテオドロス・ダディブレノスという、 とは、アンドロニコスを苛立たせ」るという事態であった。同じ 貴族」「農民の皇帝」という結論を下すことは、いささか早急で ダディブレノスを罰したと伝えている。アンドロニコスはまた、 皇帝側近の有力者を訴えた時、帝は農民の主張を全面的に認め、 ついてのすばらしい身体や美しさ、その他の美点をもっているこ いてもそれだけで告発の対象となり、戦争で功があったり、生れ 一部の研究者のように、これらの記述から直ちに、「反 「貴族であることは、黙って

態度を検討したい。

地所有者としての側面、それぞれに対するアンドロニコスの政策・

アンドロニコスは官僚制の整備に努めた。彼は官職販売を廃止

判的なニケタスもこの点では登辞を惜しまない。「アンドロニコ が帝の改革、清廉な役人の派遣によって、大いに繁栄を回復しつ 論、官僚の不正に対しては厳しい措置がとられた。帝に対して批 て、任地で住民を不正に収奪することを未然に防ごうとした。無 してその給料を大巾に増額し、彼らが、特別税の徴収などによっ し、「地方役人には立派な人々、元老院の良き人々を任じた。」そ いたのである。 官職を利用して農民収奪を行なうのに、歯止めをかけようとして であるが、ともかくもアンドロニコスは、貴族が属州において、 全国的な史料は残っておらず、どれ程の成果をあげたのかは不明 つあることを伝えている。「改革」は短命であったこともあって、 カエル・コニアテース Michael Choniates もまた、アテネの町 の収穫をもたらし、生活に必要な品物はほとんどそろった。」ミ た。」「それゆえ、諸都市は急速に繁栄へと向った。土地は百倍も スの名は徴税役人の魔術を破り、消してしまうもののようであっ

を主導したのはどのような人々であったのだろうか。ブランドは アンドロニコス政権下で高位の官職につき、帝国の政治・軍事

あろう。本章では、貴族の官位・官職保有者としての側面、大土

(637)

	人物	官位・官職・その他	史 料	Rib	考
番号				備(イ)	15 (II)
1	Isaac Aaron	帝の側近、刑の執行	N. 191-2	(1)	
2	John Apotyras	κριτής τοῦ βήλου	N. 443-4		l
3	Alexius Branas	στρατηγός, 最有力の将軍	N.412-3, E.72	0	
4	John Branas	στρατηγός, Durazzo 防衛	N.411, E.64	0	
5	Nicetas Choniates	 史家, この時期の地位は不詳	N.355, E.72	*	<u> </u>
6	Theodore Chumnos	πανσέβαστος σεβαστός	L. n° 66. E. 20	*	
7	Alexius Comnenus	χαρτυλάριος, 将軍 πρωτοστράτωρ	N.337, E.20	0	×
8	David Comnenus	テサロニカの長官	N. 411	0	
9	John Comnenus	皇帝の次男,テサロニカ防衛	N. 412-3, E. 72	0	
10	Manuel Comnenus	σεβαστοκράτωρ, 帝の長男	N. 439	0	
11	Theodore Dadibrenos	προεστός των ραβδοφόρων	N.354		
12	Demetrius Drimys	πραίτωρ(?)		*	
13	Andronicus Ducas	帝の忠実な臣下	N.379	0	×
?	Constantine Ducas	μέγας έταιριάρχης, クレタ島 統治	MM. M. P. 237	0	
15	George	σεβαστὸς	N.348		
16	Alexius Gidos	μέγας δομέστικος τῶν 'Ανα- τολικῶν	E.72		
17	Stephen Hagiochristphorites	έπὶ τοῦ στρατοῦ, λογοθέτης, σεβαστὸς	E.44-6, 48	*	
18	Michael Hagiotheodorites	ύπογραφεύς βασιλικός	E.46		
19	Michael Haploucheir	κριτής τσῦ βήλου, πρωτο- νοταρίυς τοῦ ὂρόμου	N. 436-7	~~~~	
20	Basil Kamateros Ducas	λογοθέτης του δρόμου	N.345	0	×
21	Basil Kamateros	総主教	N.357, E.48	0	
22	John Kamateros	έπὶ τοῦ κανικλείου	N.355	0	
23	Manuel Kamytzes	πρωτοστράτωρ(?), 対ノルマン 戦争	E.72, N.502	0	
24	Andronicus Lapardas	将車	N.359-62		×
25	Constantine Makroducas	πανυπερσέβαστος	N.407		×
26	Theodore Matzukes	δπογραμμάτης	L. n° 66.		
27	John Maurozomes	σεβαστὸς	E.88	*	
28	Theodore Maurozomes	ハギオテオドリテース(17)の死 後第1の側近	E.46	*	
29	Leo Monasteriotes	κριτής τοῦ βήλου, 元老院の長 (?)	N.344, 406		
30	Nicephorus	宦官, παρακοιμώμενος	E.72, N.412		

31	Audronicus Palaeologus	将軍(?), 対ノルマン戦争	E.72, N.412	0
32	Constantine Patrenos	κριτής τοῦ βήλου, ἐπὶ τῶν δεήσεων.	N. 344, 437	
33	Nicephorus Prosuchos	πραίτωρ(?)		
34	Pterygionites	宦官、皇女マリア処刑。	N. 348	
35	Romanos	ドナウ地方の統治,帝の娘婿。	E.64	
36	George Skyllitzes	πρωτασηκρητις.	N. 437	
37	Demetrius Tornikes	κριτής τοῦ βήλου.	N.344	*
38	Constantine Tripsychos	έταιρειάρχης.	N.348	*

(注) 史料は初出あるいは代表的な箇所のみ。上は『ララウ修道院文書』

マヌエル・コムネノス(10)は高位にあったがアンドロニコスには協力的でなかった。コンス タンティノス・ドゥーカス(14)については第3章。

○印はアレクシオス1世~マヌエル1世時代の有力家系。

* 印は1180-1204に急に高位についた家系。(いずれも А. П. Каждан, op. cit., стр. 116-122 より)。×印はアンドロニコスの治世の間に失脚した者。

とに、 た 角い が究をよ 者をも多 ځ くてい 彼

層や成り上 新興 が同時に、 6 官僚

あげてみよう。

彼の父は、

地位は低かったが、

国庫の役人であっ

表例として、

はなかった。 やぶさかで 用するのに 貴族を高位 高官に登

帝は名門の

1,

ロスとバタツェ

ースは公然と敵対していた。

それゆえ、

ブラン

このうち、

のような折衷的な評価よりも、

アンド

P

ニコス帝の、

高位

髙

めている。 の いて、 ようにまと 次の

世

アン

=

補正を加えて、

ア

ンド

H

コス帝下の高位・

高官を一

覧表にし

ス

が ŀ,

用 p

たの

が上表である。

確かにブランドもいうように、

名門貴族の人

た人々につ

Angelus、バタツェース |にかけての一世紀の間に、 '名も見える(○印)。 ボタネイアテース、

しかしアレ 名門として定着していた家系 クシ オス 世

か

5

マ

ヌ

ル

ż

アンゲ

ブラス Gabras などの家系の名は見えない。 Batatzes' タロニテース Taronites、 ブリュエ ンニオス Bryennius

官任用における反貴族的態度の側面を強調すべきであろう。 この時代に急に地位を上昇させた人物・家系(表の※印) ステファノス・ハギオクリストフォリテースをとり

の代

その地位を利用して不正を行ない、 の職につけ、 にもかかわらず、 彼はも 貴族の妻を求めようとして罰せられ、 重用した。 アンド 財をなしたといわれて ア 12 ンド ニコスはこの人物を P ニコスのテ

を削ぎ落された。

ステーファ

ノスは、

του στρατού

の執行人の中でも、

とも目立つ人物であり、 スの処刑の執行人であった。 ア

同じく帝の腹心であっ

たトリプシコスを追い落し、まさにアンド

オス二世の処刑、

~

ŋ

П

ŀ"

1

カ

ニコスの片腕となった。 彼はロゴテテースの職とセバストスの 帝都内の危険

ノルマン人の侵攻の際に、

称号を帯びたのである。

反アンドロニコス暴動が起り、アンドロニコスが失脚するのであ サキオスを逮捕に向い、逆に殺された。それがきっかけとなって、 スの逮捕を主張したのも彼であった。ステファノスはみずからイ 人物の大量処刑を提案したのも彼であり、イサキオス・アンゲロ ステファノスはアンドロニコス一世と運命を一にしたのであ

ていない。それゆえ確実なことはいえないが、 しての側面に対してはどうであろうか。この点に関する史料はラ 加え、その勢力を抑えようとしていた。それでは大土地所有者と しく、手書本にまで遡って史料批判が必要な数通の文書しか残っ 貴族の官職保有者としての側面に対しては、 帝は一定の制約を 一応の見通しを提

対する學肘策であったと思われる

る。このような中・下層からの高位・高官の任用は、名門貴族に

された。 な発布者は摂政アンドロニコス) えるところによれば、 メンバー及び軍人以外の者に譲渡することを禁じていた」マヌエ 一一八二年一二月にアレクシオス二世の名で皇帝文書(実質的 原文書は現存しないが、 〔皇帝より下賜されたる土地を、 が、貴族の土地所有に関して出 バルサモーン Balsamon の伝 元老院 n

示することはできるだろう

彼らとアンドロニコスの妥協の産物とみる見解、 も見解は様々である。ラテン人に土地取得の道を開いた、 理解すべきかは、その内容が余りに簡単なだけに、研究者の間で いた法が廃止されたとする見解、貴族の土地所有を掘り崩そうと を集積することを、帝国の軍事力の弱体化の因として、防止して ン政策とみなす見解、首都の商人層に土地取得を可能性を与えた、⑩ ル帝の勅令を破棄するという内容である。この新たな勅令をどう 従来教会が土地

その所有地の確認を受けた。 新たにクレタの長官に任じられた、コンスタンティノス・ドゥー において、この法令と関係していると思われる唯一の文書である。 ュレース家に宛てて出された、八三年一○月の文書は、その内容 て、 があった。そこでこの法令の具体的な実施例を、文書史料を用 の土地所有権(処分権も含めて)を強化したものとする見解など したもの(ただし短期的には効果なし)とする見解、遂に、貴族 ち入りの禁止を記載したこの文書は、こうして作成され、スコル ンスタンティノスの前に、スコルデュレース家の人々が現われ ノイア保有地とを、区別なく、所有確認するよう命じられた。 カスは、同島のアルコンやストラティオーテースの世襲地とプロ ス一世時代の文書はほとんど残っていない。クレタ島のスコル 明らかにすることが必要となるが、残念ながらアンドロニ 所有地の明細ならびに国家役人の立

下口二

一スによってはまったく行なわれていないのである

コス帝の大土地所有・プロノイア制に対する態度を

アン

ンドロニ

土地の確認とは、次のようなものであったと考えられる。スタンティノスが、皇帝の命令を受けて行なったという、貴族のデュレースに与えられた。以上が文書の内容であり、長官のコン

えし行なったような、 所有権を制限したり、 対しては国家役人も関与しないこと、であろう。この措置が結果 ころは、貴族に下賜された、あるいは今後下賜される土地は、 族 地であった。下賜された土地にはその他の制約もあった。 られた土地は、 私有地となったのではなかった。たとえばプロノイアとして与え たのではない。 として、ラテン人、首都の大商人、あるいは教会・修道院による のような制約を受けず、彼らの完全な私有地となること、それに ル帝の法令にいうところの、 土地取得に道を開いたかもしれないが、法令自体は、 それゆえ、 以外の者に譲渡することを禁じるという条件もその一つであ 皇帝から下賜された土地は、 事実、 八二年の勅令と八三年のクレタ島の文書の示すと 軍事奉仕を代償とし、 所領の拡大を禁止するような意図で出され 貴族の土地兼併を禁じる立法措置は、 一〇世紀にマケドニア朝の諸皇帝がくりか 元老院のメンバー・軍人、つまり骨 原則として一代限りの保有 無条件で下賜を受けた者の 貴族の土地 マヌエ アン ح

> 二点。同じくラウラ修道院は、 らが従わない場合には、 ラキア人・ブルガリア人を返すこと、を命じ、テマの役人に、 皇帝は、クマン人農民に、ラウラに放牧地使用料を払うこと、 こと、に関する修道院からの訴えと、それに対する皇帝の処置。 修道院に属するワラキア人・ブルガリア人を勝手に使役している に入り込み、許可なく家畜を飼育していること、 民が、ラウラ修道院領のプーズーキア(クーズーキア)という地 げてみよう。 されている、 伝える文書史料としては、この他に、 イアとしてクマン人兵士に与えられていること、を訴えた。 がいること、しかもその中の二人は、国家役人によって、プロ 住民の中に、修道院に与えられると文書に明記されていない住民 放牧地が国有地から新たに与えられることが付記されている。 マン人がプーズーキアで家畜を飼育するため、 八四年二月の皇帝文書がある。 同文書の内容は二点からなる。 強制執行するよう指示した。さらに、 その所有するコスティアネー村の ラウラ修道院文書として残 次に同文書をとりあ 第一点。クマン人農 修道院には、 同時に彼らが 別 彼 第 ク ワ の

大土地所有者のラウラ修道院とクマン人農民との争いに際して、

民をプロノイアとして与えること、なを作成すること、クマン人兵士には、

は同村のこれら住民をラウラに与えるべく、

を役人に命じている

その代わりに別に二人の農

新たなプラクチョン

地所有・プロノイアに対して抑圧的ではなかった。少ない史料ゆロノイアとして、軍人に下賜することも行なっている。帝は大土皇帝はクマン人にラウラへの貢納を命じている。また農民を、プ

有者、プロノイア保有者の権限の擁護者であったといえよう。え断言はできないが、帝は農民の保護者ではなく、聖俗大土地所

なかったのであろうか。

「関面には、ほとんど手をつけてはいない。もはや手をつける術も面には強く干渉し、統制を加えた。反面、大土地所有者としての側をもっていたことが判明した。帝は貴族の官職保有者としての側

大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。 大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。

ずからの利害に合致する面、相反する面が半ばしており、アンドこのようにアンドロニコスの政策は、貴族たちにとっても、み

ニコスはやはり「二重の姿をした人物」であった。

p

- → Nicetas, 334.
- Ibid., 429-430.

(2)

- ⊚ Ibid., 432.
- (d) Ibid., 429.
- (c) Ibid., 422, 429.
- ® C.M. Brand, Byzantium Confronts the West 1180-1204, Cambridge Massachusetts, 1968, pp. 62-63. | 二世紀後半のアテネについては K.M. Setton, 'Athens in the Later Twelfth Century', Speculum, 19 (1944), pp. 179-207. 参照。
- C. M. Brand., op. cit., pp. 58-61

7

- © Eustathius, 44-48. Nicetas, 354, 358, 408, 437, 441-442, 444-446.
- © F. Dölger, Regesten, 1553. Jus Graecormanum, I. p. 429
- (2) F. Dölger, Regesten, 1553
- A.П. Каждан, 'Город и деревия в Византии в XI-XII вв.', Actes du XII° Congrès international d'etudes byzantines I, Belgrad, 1963, pp. 31-44. 渡辺金一訳『ビザンツ帝国の都市と農村――四一二二世紀――』、創文社、一九六八年、六七―九八頁。
- 图 G. Ostrogorsky, Geschichte des byzantinischen Staates, 3. Aufl. München, 1963. S. 324-5. Idem., Pour l'histoire de la féodalité byzantine, Bruxelles, 1954. pp. 42-43. O. Jurewicz, Andronikos I Konnenos, Amsterdam, 1970. テルの見解やわる。
- © C.M. Brand op. cit., p. 54. Cambridge Medieval History, vol. 4, pt. 2, p. 244.
- Э М. Я. Сюзюмов, 'Внутренняя политика Андроника Комнина и разгром пригородов Константинополя В 1187 году', Визанишиский

⑮ F. Dölger, Regesten, 1561, F. Miklosich, J. Müller, Acta et Bpessenuux, 12 (1957), crp. 64. シュシュモフは、オトスロゴルスキー

graphy, London, 1968.) は八三年一○月とし、従兄弟をアレクシオス vol. III, pp. 235-237. 年代決定、内容の信憑性に関して種々の問題 ド(op. ait., pp. 107-108)はジェルラン編をとって九一年一〇月とし、 二世の従兄弟、コンスタンティノス・(マクロ)ドゥーカスとする。ユ I. Polemis, The Doukai, A Contribution to Byzantine Prosopo-て新たに編纂したジェルランは九一年としたが、筆者末見のため、根 二年一〇月(ただしインディクティオ年欠如)と、皇帝の従兄弟コン を含む文書である。年代決定の手がかりは、文書自体の日付け六六九 Diplomata graeca Medii Aevi sacra et profana, Vienna, 1860-1890 者は八三年説を一応とった。 ィノス・ドゥーカスの職名などは原文書から転写する際に変えられて 確かに「コンスタンティノープルの皇帝」という表現やコンスタンテ taire de la Crete byzantine', Byzantion, 31(1961), pp. 217-228)° の偽造とする見解もある(H. G.-Ahrweiler, 'L'administration mili アンゲロスとしている。現存文書はコピーのコピーであり、まったく レヴィクツ(op. cit., S. 100) は慎重に八三・四年としている。 プラン 拠不明。オストロゴルスキー (Féodalité, pp. 43-44) とポレミス (D スタンティノス・ドゥーカスの名である。編者およびデルガーは、 しかし本文で引用した部分はほぼ原文書の忠実な転写と考えられ、筆 いると思われ、スコルデュレース宛の特権部分も偽造の疑いが濃い。 従兄弟をイサキオス二世の従兄弟コンスタンティノス・ドゥーカス・ 一八四年一〇月としたが、西暦還算の際の誤まりか。二〇世紀に入っ

(2) Actes de Lavra, I. éd, P. Lemerle, Paris, 1970, nº 66

アンドロニコスの失脚と帝国の滅亡

四

宮廷陰謀と属州反乱という二つの形態をとった。
まのを脅かすようなものではなかった。しかし彼が、自己の支配ものを脅かすようなものではなかった。しかし彼が、自己の支配をめざすアンドロニコスに対して貴族は抵抗した。その抵抗は、配をめざすアンドロニコスに対して貴族は抵抗した。その抵抗は、配をめざすアンドロニコスに対して貴族は抵抗した。その抵抗は、自己の存在その貴族にとって、アンドロニコスの「改革」は、自己の存在その貴族にとって、アンドロニコスの「改革」は、自己の存在その

アンドロニコスの都入りからほどなく、八二年ないし、遅くと できものにしようと試みたものである。アンドロニコスが次々と 世に対する後見権を主張しうる人々を、アンドロニコスが次々と 世に対する後見権を主張しうる人々を、アンドロニコスが次々と 世に対する後見権を主張しうる人々を、アンドロニコスが次々と 世に対する後見権を主張しうる人々を、アンドロニコスが次々と 世に対する後見権を主張しうる人々を、アンドロニコスが次々と できものにしようと試みたものである。アンドロニコス政権成立 に寄与した、アンドロニコス・コントステファノス以下の参加者は捕え アンゲロス一族は逃亡、コントステファノス以下の参加者は捕え

ることもできなかった。不満派の貴族はテルールを避けて属州にスが巧みに市民の人気を獲得していたので、市民の参加を期待す治世の最後まで抵抗らしい抵抗は都ではなかった。アンドロニコられた。首都を舞台とした貴族の抵抗は、この事件のみで、以降

逃れ、地方都市を拠点として、アンドロニコスへの抵抗を試みる

アンドロニコスが反乱をおこした時、メガス・ドメスティコスィアの乱以後、治世三年の間に多数生じた。 バタツェース は、属州での反乱は、ヨハネス・バタツェースによるフィラデルフ

μέγας δομέστικος の職にあって、小アジア西部フィラデルフィアの

軍との戦い最中に病死した。この後の属州反乱は、八二―三年初 サキオス(のちの皇帝、 ドロニコス・アンゲロスはシリア亡命中に死亡したが、その子イ の陰謀失敗後都をはなれた、 乱に敵対し、反乱成功後もこの町を拠点に抵抗を続けたが、 町でトラケシオン属州を統治していた。彼はアンドロニコスの反 ノスとともにニカイアに拠り反乱、同じくアンゲロスの子テオド しスはブルサの町に拠って蜂起した。さらにブルサの西のロパデ オンの町も反乱に加わり、 同二世)は、テオドロス・カンタクーゼ アンゲロス一族が中心となる。アン ニカイア・ブルサ・ p 「パディ オンを 討伐

小アジア西北ビテュニア地方の情勢は険悪となった。対ハ

町も陥落、テオドロス・アンゲロスは、盲目にされた上で追放とアンゲロスは捕えられ、都に送られた。続いて激戦の末ブルサの略された。ニカイアのカンタクーゼノスは戦死し、イサキオス・鎮圧作戦が展開され、まずロパディオン、つづいてニカイアが攻

 みずから皇帝を名乗った。はるか東方、海をへだてたキプロスでキオス・コムネノス(マヌエル一世の姪の子)がキプロスへ渡り、なり、さしもの反乱もようやく終った。しかるにほどなく、イサ

きなかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中でなかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中政治的影響力は強かった。しかし市民は、アンドロニコスの偽協いな反貴族・反ラテン人のボーズに満足しており、反アンドロニコスの偽協いながの運動には加わらなかった。独力ではアンドロニコスを倒すことは不可能と知った貴族たちは、外国勢力を導入することも辞さなかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中ではかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中ではかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中ではかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中ではかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中ではかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中ではかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中でなかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中でなかった。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中ではかいた。

くろんで小アジアに渡るという事件も生じた。八四年春から反乱

ンガリー作戦展開中の将軍ラパルダスが、この反乱への合流をも

この機会をとらえて蜂起し、宮殿にまで攻め入って、アンドロニ 対して徐々に失望しつつあったコンスタンティノープル市民は、 ノルマン軍を迎え撃つ準備を整えた。しかし、アンドロニコスに 帝国に大きな衝撃を与えた。皇帝は防衛体制を整備し、侵入する に続いて、帝国第二の都市テサロニカも八五年八月二四日に陥落 コンスタンティノープルをめざした。アドリア海岸のデュラツォ の兄の孫)、およびアレクシオス二世を名乗る若者を押し立てて、 た。彼は亡命してきたアレクシオス・コムネノス(マヌエル一世 めざしていた、南イタリアの両シチリア国王ギョーム二世であっ

でももっとも乗気であったのは、

かねてからビザンツへの進出を

コスを放逐した。貴族の抵抗には揺がなかったアンドロニコス政 アンドロニコスに代って帝位についたイサキオス・アンゲロス 首都市民の蜂起の前に、あっけなく崩壊したのである。 Angelus せ、 貴族の利害を代弁した皇帝といわれてい

帝国征服は、

このようなビザンツ国内の動きを無視しては考えら

れない。

った。さらに、皇帝の親ラテン政策に反発する首都及び首都周辺 **属州での自立をめざす、大土地所有貴族も多くブラナス側に加わ** 八七年春に、イサキオスに対して兵を挙げた。特権の一層の拡大・ アンドロニコスの信頼の厚かった将軍アレクシオス・ブラナスは タリア都市との友好関係の強化をはかり、次々と特権を与えた。⑤ る。彼は「改革」を廃止し、貴族への統制を放棄した。反面、イ

> 撃破した。この結果、八一年のマリアの反乱以降、⑧ 侯の息子コンラッドの率いるラテン人傭兵部隊を用いて、 いた。しかし、属州における貴族の自立の動きはますます活発に 極的な関与を示していた、首都の市民層は帝国政治の舞台から退 の住民も加わり、大反乱となった。皇帝はイタリアのモンフェ の独立運動の進展もあって、 なった。相つぐ反乱・蜂起に加えて、ブルガリア人・ワラキア人 一二〇四年の第四回十字軍によるコンスタンティノープル占領 帝国の分解の傾向は著しくなった。 帝国政治に積 これを ラ

官位・官職にあることが貴族たることの第一の要因という状態で じて、貴族を皇帝の統制下におこうとした。一〇世紀のように、 的な専制国家体制の再建を真剣に試みた。彼は官僚制の整備を通 下、という一二世紀末の状況を前にして、アンドロニコスは伝統 あったならば、それも成功したであろう。しかし、第二章でみた 帝国社会の封建化、貴族勢力の抬頭・自立と皇帝権の威信 の低

存在ではなかった。官僚制の整備だけでは貴族を統制することは のであった。すでに貴族は、皇帝権・国家機構に寄生するだけの 位制の再建も、名門・大土地所有者ということを前提としてのも (645)

ように、その原理は一一世紀に崩れ、アレクシオス一世による官

テルール以上の具体的なプログラムを見出すことはできず、帝国を再建しようという彼の熱意も、貴族個々人に対する人身攻撃・た土地所有者としての側面に手をつける必要があったが、事実上大土地所有者としての側面に手をつける必要があったが、事実上の領を基盤に、地方都市を核として自立しえたのである。彼らのできなかった。たとえ官位・官職からはなれても、彼らは属州のできなかった。たとえ官位・官職からはなれても、彼らは属州のできなかった。

支配した時、帝国の滅亡はもはや避けられないものとなった。貴族に対する統制力に欠けた、アンゲロス朝の皇帝たちが帝国をの混乱に一層の拍車をかけただけであった。彼のあと、無能で、

(h) Nicetas, 345-346. Eustathius, 40.

するという一二世紀末の傾向の現われであろう。 聡である。バタツェースの場合も、中央の官職の保有者が地方に土着 職である。バタツェースの場合も、中央の官職の保有者が地方に土着

Nicetas, 363-375. ニカイアの反乱の中心人物、テオドロス・カンタクーゼノスは、ニケタスがアンドロニコスによって虐待を受けた貴族クーゼノスは、ニケタスがアンドロニコスによって虐待を受けた貴族の代表的な例として挙げている、ヨハネス・カンタクーゼノス(Nicetas, 335-336) と兄弟であったと思われる。 cf. D. M. Nicol, The Byzantine Family of Kantakouzenos (Cantacuzenus) ca. 1100-1460, Washington, 1968, pp. 5-7.

148 (646)

|反乱については、 Nicetas, 376-378, 443. 報復については Ibid., 70 300

379-382.

© 前掲拙稿

D. G. Ostrogorsky, Geschichte, S. 331-338, C.M. Brand, op. cit., pp. 76-116. М.Я. Сюзюмов, op. cit., crp. 69-73 ない。

前掲拙稿

(大阪市立大学文学部講師